

# 事故報告書



保険金をご請求される場合は、以下の事故報告書をコピーし必要事項をご記入のうえ、(有)エル・サポート・福井までFAX 願います。(FAX:0776-52-0134)

令和 年 月 日

(有)エル・サポート・福井 御中

## 事故報告書

所属所名 \_\_\_\_\_  
担当者 (報告者) \_\_\_\_\_

保険の種類	生活サポートプラン・医療保障・Wide医療・職場復帰・三大疾病・傷害総合・所得補償										
組合員氏名		生 年 月 日	昭 平 令	年	月	日	被 保 険 者 番 号				
住 所	〒			自 宅	Tel ( )	—					
				日 中 連 絡 先	Tel ( )	—					
フリガナ		男 ・ 女	生 年 月 日	昭 平 令	年	月	日	才 柄	統 続 柄		
受傷者氏名											
発 生 日	平成 令和	年	月	日	午前・午後	時	頃	同 居 別 居 の 別	同 居 別 居		
	発生日現在、妊娠していますか。 はい・いいえ										
発生場所							警 察 ・ 消 防 届 出			署	
傷病・疾病名									良 性 悪 性 診 断	良 性 悪 性	
傷病の程度	入院 / ~ / . 通院 / ~ /										
	手術日 / 手術名										
	固定具 無 ・ 有 固定具名										
	休業期間 / ~ / . 仕事開始日 /										
医 療 機 関											
傷病事故損害の原因状況											
損害品名		修 理 代 又 は 購 入 代		請 求 書 の 送 付 先							

有限会社 エル・サポート・福井  
福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館5階  
TEL (0776) 52-0133 FAX (0776) 52-0134

令和6年度 (令和6年4月1日~令和7年3月31日)

福井県市町村職員共済組合

公的遺族年金補完制度

# 生活サポートプラン ポイントブック



申込  
締切日

令和5年12月8日

責任  
開始期  
(加入日)

令和6年4月1日

お問い合わせ先

【事務取扱店】(有)エル・サポート・福井  
TEL 0776-52-0133

【引受会社】明治安田生命保険相互会社  
中部公法人部 北陸公法人営業推進部  
TEL 076-231-3240



# 制度の概要について

制度内容等詳細についてはパンフレットをご確認ください。  
 〈「生活サポートプラン」パンフレット〉  
<https://digital-pamphlet.jp/074/a.pdf>



	制度名称	加入要件	主な給付内容	記載ページ	加入対象区分			配当金	退職後継続加入		退職後制度加入	
					組合員本人	配偶者	子ども		継続最高(可能)年齢	満了時保険年齢	継続最高(可能)年齢	満了時保険年齢
長期給付事業	生活サポートプラン ※1	—	万一(死亡・高度障害)のときの生活維持資金	5~8	○	○	○	○	69歳	70歳	リレー定期 ※2 79歳	80歳
	医療保障保険 ※1	生活サポートプランとセット加入	病気やケガによる入院費(継続して2日以上入院)の保障	9~10	○	○	○	○	69歳	70歳	退職後医療保障保険 ※2 79歳	80歳
	Wide医療 ※1	医療保障保険とセット加入	病気・ケガによる入院費・手術費等の保障	11~12	○	○	—	—	69歳	70歳	—	—
	健活CB 三大疾病支援制度 ※1	—	●特定疾病の保障 ●7大疾病および上皮内新生物の保障(それぞれ特約を付加した場合)	13~14	○	○	—	—	69歳	70歳	退職後三大疾病支援制度 ※2 79歳	80歳
	職場復帰支援制度	生活サポートプランとセット加入	就業不能状態の保障	15	○	—	—	○	継続できません		—	—
	傷害総合保険	—	身の回りに存在する様々なリスクを補償	16	○	○	○	—	一時払退職後傷害保険 保険期間10年		—	—
短期給付事業	退職後終身医療保険 終身											
福祉事業	保健事業 保健診断事業 疾病予防対策事業 保健保養事業 など		貯金事業	貸付事業	宿泊事業 保養所：芦原温泉 越路							

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例) 保険年齢40歳=令和6年4月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
 ※生活サポートプラン、医療保障保険、職場復帰支援制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として加入者に還付されます。  
 ※Wide医療、三大疾病支援制度、傷害総合保険には配当金はありません。  
 ※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。  
 ※記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。  
 ※1 生活サポートプラン、医療保障保険、Wide医療、三大疾病支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。  
 ※2 リレー定期、退職後医療保障保険、退職後三大疾病支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

〈第一次継続期間〉  
 「在職中と同じ保障体系、保険料体系にて継続する」ことができます。\*  
 (退職時に継続の意思確認を行います。)  
 ※一時払退職後傷害保険は取扱いが異なります。

〈第二次継続期間〉  
 さらに保障の継続を希望される方は「退職後制度に移行(加入)する」ことができます。  
 ※70歳以降の保障内容について質問がある方は引受保険会社にご連絡ください。

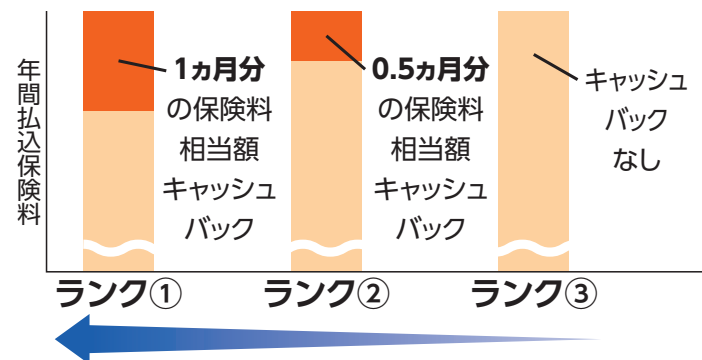
# 三大疾病支援制度の健康サポート・キャッシュバックについて

加入者の健康診断の結果をポイント化して「ランク」を判定し、保険期間（1年）満了後、「ランク」に応じて保険料の一部をキャッシュバック（※）することで、加入者の「継続的な健康づくり」を応援します。

※キャッシュバックがない場合があります。

## 三大疾病支援制度は健康診断結果に応じたキャッシュバックを行います。

3つのキャッシュバックランクを判定し、毎年最大で1ヵ月分の保険料相当額をキャッシュバック



### 想定されるキャッシュバック

※46歳 男性 三大疾病支援制度  
主契約300万円、7大疾病保障特約150万円  
がん・上皮内新生物保障特約30万円に加入の場合

- ランク①の場合 **3,564円**
- ランク②の場合 **1,782円**
- ランク③の場合 **キャッシュバックはありません**

健活レポートの利用、保険料キャッシュバックの受取りについては、申込書の提出（健診情報提出※の同意）が必要です。  
<健康情報活用商品の申込欄>

健康情報活用	三大疾病支援制度	300万円	<input checked="" type="checkbox"/> 300	<input type="checkbox"/> 200	<input type="checkbox"/> 100
	7大疾病保障特約付加あり		<input checked="" type="checkbox"/> 付加する(1)	<input type="checkbox"/> 付加しない(5)	
	健診情報提出		<input checked="" type="checkbox"/> 同意する(1)	<input type="checkbox"/> 同意しない(5)	

※同意いただいた方の健診情報は、共済組合から一括して引受保険会社に提供します。

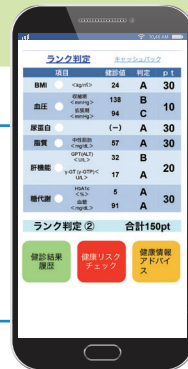
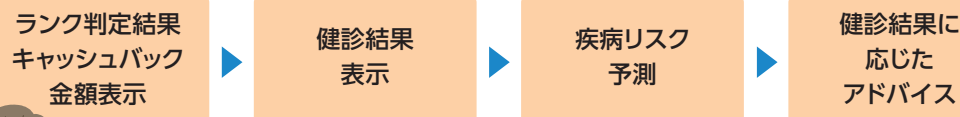
※配偶者はキャッシュバックの対象ではありません。

※令和6年度の配当金と一緒に還付いたします。

## 健活レポートについて

健康診断の結果をレポートとして、「みんなのMYポータル」からお届けします。

### 健活レポート



### 健活レポート確認方法（令和6年以降、閲覧開始）

パソコンやスマートフォンなどからいつでもどこでも確認可能です※

※利用時間 月曜日から金曜日：7時～25時 / 土曜日：7時～23時 / 日曜日：8時～25時 停止期間 12/30～1/3、5/3～5/5

## みんなのMYポータル機能

※別途配布されるハガキシーラーから初回登録を行ってください

ご加入内容の照会やお知らせをご確認いただけます。

- ご加入内容照会**  
ご契約内容・保障内容を確認できます
- 各種お手続き**  
氏名変更や受取人変更等を行なうことができます

- 登録情報変更**  
登録したメールアドレス・パスワード・第2パスワードの変更等を行なうことができます
- 健活レポート**  
ご自身のランク判定結果・キャッシュバック金額・健診結果・疾病リスク予測・健診結果に応じたアドバイス等を確認いただけます

## 健康サポート・キャッシュバックランク判定について

健康診断の結果をもとにランクを3段階で判定し、ランクによりキャッシュバック金額を決定。

### ランク判定Step

- Step 1 健康診断結果数値に基づき各項目をA～Dに区分
- Step 2 A～Dの区分と年齢・性別ごとに定めたポイントを付与
- Step 3 合計ポイントに応じてランク①～③を判定（ランク①が上位）

### ランク判定の例（41歳・男性 特定健診対象者の場合）

【単位：ポイント】

健康診断項目	BMI	血圧	尿蛋白	脂質	肝機能	糖代謝	健康診断項目	BMI	血圧	尿蛋白	脂質	肝機能	糖代謝
健康診断結果	26.2	125/80 mmHg	(-)	167 mg/dL	29U/L GPT(ALT) 16U/L γ-GTP	5.1% HbA1c	A	30	30	30	30	30	30
							B	20	20	20	20	20	10
							C	10	10	0	10	10	0
							D	0	0	0	0	0	0
区分結果	B	A	A	B	A	A							

合計ポイント	ランク判定基準		
	170ポイント以上	150-160ポイント	140ポイント以下
160ポイント	ランク①	ランク②	ランク③

### 【参考】ランク判定項目と基準値

カテゴリ	健康診断項目	基準値(範囲)				
		A判定	B判定	C判定	D判定	
基礎項目	BMI<kg/m <sup>2</sup> >	18.5～24.9	15.0～18.4 25.0～29.9	30.0～34.9	14.9以下 35.0以上	
	血圧	収縮期<mmHg> 拡張期<mmHg>	129以下 84以下	130～139 85～89	140～159 90～99	160以上 100以上
尿	尿蛋白	(-)	(±)	(+)	(2+)以上	
血液	脂質(中性脂肪)<mg/dL>	30～149	150～299	300～499	29以下 500以上	
	肝機能	GPT(ALT)<U/L>	30以下	31～40	41～50	51以上
		γ-GT(γ-GTP)<U/L>	50以下	51～80	81～100	101以上
	糖代謝	HbA1c<%>	5.5以下	5.6～5.9	6.0～6.4	6.5以上
血糖<mg/dL>		99以下	100～109	110～125	126以上	

保険期間の前年度4月～3月に受診した健康診断結果でランク判定します。

(例) 保険期間令和6年4月～令和7年3月のランク判定は、令和5年4月～令和6年3月までに受診した健康診断結果を使用します。

40歳未満の方は判定方法が異なります。

健康サポート・キャッシュバックの詳細については、P2の二次元コードよりパンフレットにアクセスし「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。



# 生活サポートプラン

〈半年払保険料併用特約付年金払特約付子ども特約付新・団体定期保険〔生命保険〕〉

加入対象区分



退職後継続可能

## 特長

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。

## 制度の趣旨

みなさんにもし万一（死亡）の事があった場合、残された家族は大きな支えを失うことになり、経済的にも精神的にも安定した生活を送るのが困難になります。そういった場合、共済組合の長期給付事業から、公的遺族年金が支給されますが、勤続年数等の条件により十分な給付が得られないのが現状です。「生活サポートプラン」は家族の必要生活費として（年代により異なりますが）一般的な生活費の約50%～75%相当額を、公的遺族年金と合わせて補完していきます。

## 制度の仕組み

当制度は、共済組合員同士の相互扶助制度です。一人でも多くの方にご加入いただく事によって、制度の安定につながります。みなさまのご加入をぜひお願いします。

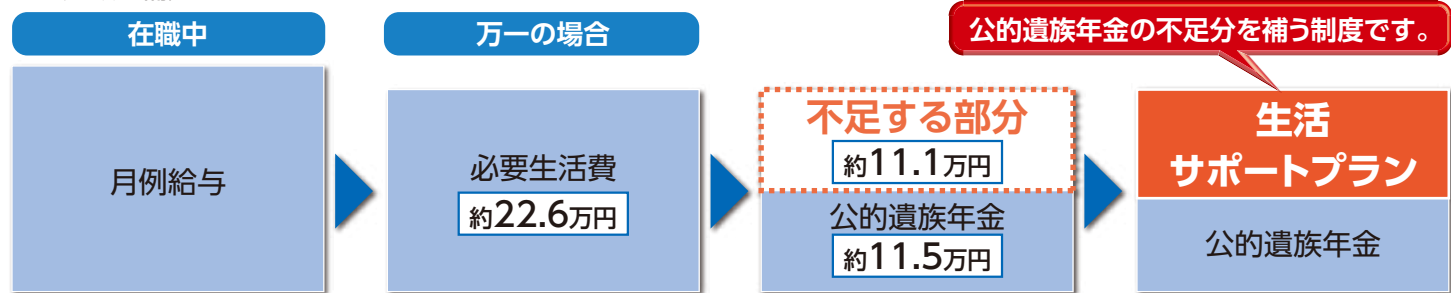


令和4年度の支払い件数 **6件**  
 令和4年度の支払い金額 約**6,086万円**  
 令和4年度の配当率 約**41.2%**

※この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として加入者に還付されます。  
 ※今回は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間で収支計算を行います。  
 ※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。  
 ※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

## 制度の内容 〈31～35歳の場合〉

「生活サポートプラン」は、残された家族の必要生活費（生活に必要な食費・住宅費・衣料費・教育費等）と公的遺族年金との差額を補完します。



- ★公的遺族年金は、家族構成等によって、給付額が少なかったり、給付されないケースがありますが「生活サポートプラン」は、その場合でも年金形式でお支払いいたします。
- ★「生活サポートプラン」は、共済組合員（加入者）が加入期間中に、所定の高度障害状態になった場合にも、年金形式でお支払いいたします。

### 〈参考〉年代別の生活資金不足額

年齢	①必要生活費 約 万円	②公的遺族年金 約 万円	③不足分 約 万円	必要となる 受取期間
18～25歳	11.3	3.2	8.0	30年
26～30歳	13.9	3.7	10.2	30年
31～35歳	22.6	11.5	11.1	25年
36～40歳	28.5	14.7	13.8	20年
41～45歳	32.4	15.2	17.3	15年
46～50歳	35.2	16.4	18.8	10年
51～55歳	37.2	14.0	23.3	7年
56～60歳	26.5	14.1	12.4	5年



どれくらい不足しているのかというところ...

社会情勢、ライフサイクルも多様に変化しています。年齢に応じた備えが必要になります。

※左記は、「令和3年 地方公務員給与の実態」(総務省)より平均的なライフサイクルに基づき当社が算出したもので実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

## コース内容 〈死亡・高度障害のとき〉【加入対象区分:本人・配偶者・子ども】

### 1) - ① 組合員（本人） 公的遺族年金補完コース 社会情勢の変化に合わせ、月額給付期間を5年間延長したコース

年齢	Sコース							ボーナス時					
	受取期間	年金月額		受取総額	年金原資 死亡・高度障害 保険金	月払保険料(概算)		受取期間	ボーナス給付額 初年度×年間	受取総額	年金原資 死亡・高度障害 保険金	ボーナス払保険料(概算) (1回につき)	
		初年度～最終年度	平均			男性	女性					男性	女性
15～25	30	8.2～15.5	11.9	4,284	3,700	2,812	1,813	15	23.4×2	852	800	3,688	2,376
26～30	30	8.2～15.5	11.9	4,284	3,700	2,812	1,813	15	23.4×2	852	800	3,688	2,376
31～35	30	8.2～15.5	11.9	4,284	3,700	2,812	1,813	15	23.4×2	852	800	3,688	2,376
36～40	27	9.3～16.6	12.9	4,207	3,700	3,589	3,071	10	27.4×2	622	600	3,528	3,018
41～45	22	11.8～19.2	15.5	4,099	3,700	4,884	3,700	10	27.4×2	622	600	4,800	3,636
46～50	17	14.9～22.0	18.4	3,770	3,500	6,790	5,145	5	28.6×2	303	600	7,056	5,346
51～55	12	13.7～18.2	16.0	2,306	2,200	6,556	4,576	5	28.6×2	303	300	5,418	3,780
56～60	10	8.3～10.6	9.5	1,141	1,100	5,005	3,047	5	28.6×2	303	300	8,271	5,037
61～65	10	6.4～8.2	7.3	881	850	6,061	3,205	5	28.6×2	303	300	12,963	6,855
66～69	10	6.4～8.2	7.3	881	850	9,002	4,335	5	28.6×2	303	300	19,254	9,273

継続のみ

### 公的遺族年金と合わせて毎月給与相当額の100%を確保するコース

年齢	Aコース							ボーナス時					
	受取期間	年金月額		受取総額	年金原資 死亡・高度障害 保険金	月払保険料(概算)		受取期間	ボーナス給付額 初年度×年間	受取総額	年金原資 死亡・高度障害 保険金	ボーナス払保険料(概算) (1回につき)	
		初年度～最終年度	平均			男性	女性					男性	女性
15～25	25	8.2～14.2	11.2	3,376	3,000	2,280	1,470	15	20.2×2	736	691	3,186	2,052
26～30	25	8.2～14.2	11.2	3,376	3,000	2,280	1,470	15	20.2×2	736	691	3,186	2,052
31～35	25	8.2～14.2	11.2	3,376	3,000	2,280	1,470	15	20.2×2	736	691	3,186	2,052
36～40	22	9.5～15.6	12.5	3,324	3,000	2,910	2,490	10	19.5×2	444	428	2,517	2,153
41～45	17	12.7～18.9	15.8	3,231	3,000	3,960	3,000	10	19.5×2	444	428	3,424	2,594
46～50	12	17.5～23.2	20.4	2,937	2,802	5,436	4,119	5	19.8×2	210	428	5,033	3,813
51～55	7	18.3～21.6	19.9	1,677	1,643	4,896	3,417	5	19.8×2	210	208	3,756	2,621
56～60	5	12.5～14.0	13.3	800	792	3,604	2,194	5	19.8×2	210	208	5,735	3,492
61～65	5	10.1～11.3	10.7	643	637	4,542	2,401	5	19.8×2	210	208	8,988	4,753
66～69	5	10.1～11.3	10.7	643	637	6,746	3,249	5	19.8×2	210	208	13,349	6,429

継続のみ

### 公的遺族年金と合わせて毎月給与相当額の75%を確保するコース

年齢	Bコース							ボーナス時					
	受取期間	年金月額		受取総額	年金原資 死亡・高度障害 保険金	月払保険料(概算)		受取期間	ボーナス給付額 初年度×年間	受取総額	年金原資 死亡・高度障害 保険金	ボーナス払保険料(概算) (1回につき)	
		初年度～最終年度	平均			男性	女性					男性	女性
15～25	25	6.4～11.1	8.8	2,647	2,353	1,788	1,153	15	18.6×2	676	635	2,927	1,886
26～30	25	6.5～11.2	8.8	2,661	2,365	1,797	1,159	15	18.6×2	676	635	2,927	1,886
31～35	25	6.5～11.2	8.8	2,661	2,365	1,797	1,159	15	18.6×2	676	635	2,927	1,886
36～40	22	8.2～13.4	10.8	2,869	2,590	2,512	2,150	10	18.7×2	425	410	2,411	2,062
41～45	17	11.0～16.3	13.6	2,789	2,590	3,419	2,590	10	19.1×2	435	410	3,280	2,485
46～50	12	13.3～17.7	15.5	2,236	2,133	4,138	3,136	5	19.8×2	210	420	4,939	3,742
51～55	7	13.9～16.4	15.2	1,280	1,254	3,737	2,608	5	19.8×2	210	208	3,756	2,621
56～60	5	9.8～10.9	10.3	623	617	2,807	1,709	5	19.8×2	210	208	5,735	3,492
61～65	5	7.8～8.7	8.3	498	493	3,515	1,859	5	19.8×2	210	208	8,988	4,753
66～69	5	7.8～8.7	8.3	498	493	5,221	2,514	5	19.8×2	210	208	13,349	6,429

継続のみ

保険料の負担を抑え低い負担で加入できるコース

K1コース														
年齢	Kコース						ボーナス時							
	受取期間	年金月額			受取総額	年金原資 死亡・高度障害 保険金	月払保険料(概算)		受取期間	ボーナス給付額 初年度×年間	受取総額	年金原資 死亡・高度障害 保険金	ボーナス払保険料(概算) (1回につき)	
		初年度～最終年度	平均	男性			女性	男性					女性	
15～25	25	4.9～8.5	6.7	2,033	1,807	1,373	885	15	20.2×2	736	691	3,186	2,052	
26～30	25	4.9～8.5	6.7	2,033	1,807	1,373	885	10	19.5×2	444	691	3,186	2,052	
31～35	25	4.9～8.5	6.7	2,033	1,807	1,373	885				691	3,186	2,052	
36～40	22	5.0～8.1	6.6	1,745	1,575	1,528	1,307				428	2,517	2,153	
41～45	17	6.1～9.1	7.6	1,555	1,444	1,906	1,444	5	19.8×2	210	428	3,424	2,594	
46～50	12	7.4～9.9	8.7	1,257	1,199	2,326	1,763				428	5,033	3,813	
51～55	7	8.0～9.5	8.8	740	725	2,161	1,508				208	3,756	2,621	
56～60	5	7.9～8.8	8.4	504	499	2,270	1,382	5	19.8×2	210	208	5,735	3,492	
61～65	5	7.6～8.5	8.0	485	480	3,422	1,810				208	8,988	4,753	
66～69	5	7.6～8.5	8.0	485	480	5,083	2,448				208	13,349	6,429	

最低限準備しておきたい生計費を補完するコース

L1コース														
年齢	Lコース						ボーナス時							
	受取期間	年金月額			受取総額	年金原資 死亡・高度障害 保険金	月払保険料(概算)		受取期間	ボーナス給付額 初年度×年間	受取総額	年金原資 死亡・高度障害 保険金	ボーナス払保険料(概算) (1回につき)	
		初年度～最終年度	平均	男性			女性	男性					女性	
15～25	25	3.2～5.6	4.4	1,343	1,194	907	585	15	20.2×2	736	691	3,186	2,052	
26～30	25	3.2～5.6	4.4	1,343	1,194	907	585	10	19.5×2	444	691	3,186	2,052	
31～35	25	3.2～5.6	4.4	1,343	1,194	907	585				691	3,186	2,052	
36～40	22	3.1～5.1	4.1	1,086	981	952	814				428	2,517	2,153	
41～45	17	3.7～5.5	4.6	947	880	1,162	880	7	20.7×2	316	428	3,424	2,594	
46～50	12	4.8～6.4	5.6	816	779	1,511	1,145				310	3,646	2,762	
51～55	7	6.1～7.2	6.6	559	548	1,633	1,140				208	3,756	2,621	
56～60	5	7.9～8.8	8.4	504	499	2,270	1,382	5	19.8×2	210	208	5,735	3,492	
61～65	5	7.6～8.5	8.0	485	480	3,422	1,810				208	8,988	4,753	
66～69	5	7.6～8.5	8.0	485	480	5,083	2,448				208	13,349	6,429	

1) ② 組合員 (本人) 一般コース ※一時金で受け取る制度です。

コース		C		E		G		J		Z	
年金原資 死亡・高度障害保険金		2,000万円		1,500万円		1,000万円		600万円		400万円	
年齢	性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
		15～35	1,520	980	1,140	735	760	490	456	294	304
36～40	1,940	1,660	1,455	1,245	970	830	582	498	388	332	
41～45	2,640	2,000	1,980	1,500	1,320	1,000	792	600	528	400	
46～50	3,880	2,940	2,910	2,205	1,940	1,470	1,164	882	776	588	
51～55	5,960	4,160	4,470	3,120	2,980	2,080	1,788	1,248	1,192	832	
56～60	9,100	5,540	6,825	4,155	4,550	2,770	2,730	1,662	1,820	1,108	
61～65	14,260	7,540	10,695	5,655	7,130	3,770	4,278	2,262	2,852	1,508	
66～69	21,180	10,200	15,885	7,650	10,590	5,100	6,354	3,060	4,236	2,040	

2) 配偶者 配偶者に万一のことがあった場合、お支払いします。ホームヘルパー雇用費用等のための資金に活用出来ます。

1,000万円コース 年金原資(死亡・高度障害保険金):1,000万円						
年齢	受取期間	年金月額		受取総額	月払保険料(概算)	
		初年度～最終年度	平均		男性	女性
18～25	10	7.6～9.6	8.6	1,037	760	490
26～30					760	490
31～35					760	490
36～40					970	830
41～45					1,320	1,000
46～50					1,940	1,470
51～55	2,980	2,080				
56～60	4,550	2,770				
61～65	7,130	3,770				
66～69	10,590	5,100				

継続のみ

800万円コース 年金原資(死亡・高度障害保険金):800万円						
年齢	受取期間	年金月額		受取総額	月払保険料(概算)	
		初年度～最終年度	平均		男性	女性
18～25	5	12.7～14.2	13.4	808	608	392
26～30					608	392
31～35					608	392
36～40					776	664
41～45					1,056	800
46～50					1,552	1,176
51～55	2,384	1,664				
56～60	3,640	2,216				
61～65	5,704	3,016				
66～69	8,472	4,080				

継続のみ

600万円コース 年金原資(死亡・高度障害保険金):600万円						
年齢	受取期間	年金月額		受取総額	月払保険料(概算)	
		初年度～最終年度	平均		男性	女性
18～25	5	9.5～10.6	10.1	606	456	294
26～30					456	294
31～35					456	294
36～40					582	498
41～45					792	600
46～50					1,164	882
51～55	1,788	1,248				
56～60	2,730	1,662				
61～65	4,278	2,262				
66～69	6,354	3,060				

継続のみ

400万円コース 年金原資(死亡・高度障害保険金):400万円						
年齢	受取期間	年金月額		受取総額	月払保険料(概算)	
		初年度～最終年度	平均		男性	女性
18～25	5	6.3～7.1	6.7	404	304	196
26～30					304	196
31～35					304	196
36～40					388	332
41～45					528	400
46～50					776	588
51～55	1,192	832				
56～60	1,820	1,108				
61～65	2,852	1,508				
66～69	4,236	2,040				

継続のみ

3) こども

死亡・高度障害保険金 400万円(加入申込金額)	
年齢	月払保険料
満2歳6カ月を超え 満22歳6カ月まで (令和6年4月1日現在)	一人につき 280円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢40歳=令和6年4月1日現在満39歳6カ月を超え満40歳6カ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

ご加入に際して

※この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。  
※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。  
※配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。  
※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。

※配偶者・こどもの年金原資(保険金額)は本人の年金原資と同額またはそれ以下で申込みください。  
※こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。  
※こどもは本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)に限ります。  
※年金原資とは、死亡または高度障害保険金(一時金)のことです。  
※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。  
※半年払保険部分のみの加入はできません。  
※配偶者およびこども特約の保険料は月払のみです。



# 医療保障保険

〈短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)(生命保険)〉

加入対象区分

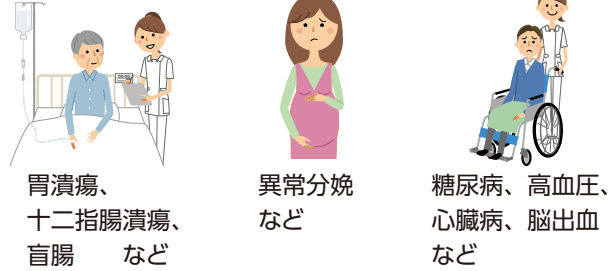


退職後継続可能

## 特長

- 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 配偶者・子どもも加入できます。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。

### 病気による入院



胃潰瘍、  
十二指腸潰瘍、  
盲腸 など

異常分娩  
など

糖尿病、高血圧、  
心臓病、脳出血  
など

### ケガによる入院



交通事故 など

スポーツ中の事故  
など

その他の事故  
など

## 給付内容【加入対象区分:本人・配偶者・子ども】

加入対象区分	本人			配偶者		子ども	
申込口数	8口	5口	3口	5口	3口	5口	3口
<b>入院給付金 (病気・ケガで継続して2日以上入院したとき)</b>							
全年齢共通	日額8,000円	日額5,000円	日額3,000円	日額5,000円	日額3,000円	日額5,000円	日額3,000円
<b>死亡保険金 (死亡したとき)</b>							
15～19歳	60.69万円	63.79万円	65.86万円	29.31万円	31.38万円	3歳～22歳 一律 47.73万円	3歳～22歳 一律 19.55万円
20～24歳	81.43万円	73.21万円	79.64万円	37.50万円	43.93万円		
25～29歳	77.14万円	75.00万円	73.57万円	39.29万円	37.86万円		
30～34歳	70.00万円	83.93万円	57.50万円	12.50万円	21.79万円		
35～39歳	68.00万円	80.00万円	54.67万円	13.33万円	21.33万円		
40～44歳	71.11万円	79.17万円	75.28万円	23.61万円	19.72万円		
45～49歳	58.18万円	53.41万円	72.95万円	30.68万円	27.50万円		
50～54歳	53.10万円	52.59万円	52.24万円	18.10万円	17.76万円		
55～59歳	56.09万円	58.05万円	55.52万円	12.07万円	21.03万円		
60～64歳	58.21万円	57.84万円	52.61万円	13.06万円	15.30万円		
65歳	52.06万円	52.87万円	56.60万円	14.59万円	13.54万円		
66～69歳	52.06万円	52.87万円	56.60万円	14.59万円	13.54万円		

継続のみ

入院給付金	給付事由	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害、または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき。
	給付内容	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。
死亡保険金	給付事由	保険期間中に死亡したとき。
	給付内容	死亡保険金額

※ 病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。

※ 入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## 月払保険料

加入対象区分	本人			配偶者		子ども	
	申込口数	8口	5口	3口	5口	3口	5口
15～19歳	1,800円	1,200円	800円	1,100円	700円	3歳～22歳 一律 1,200円	3歳～22歳 一律 700円
20～24歳	2,300円	1,500円	1,000円	1,400円	900円		
25～29歳	2,600円	1,700円	1,100円	1,600円	1,000円		
30～34歳	2,700円	1,800円	1,100円	1,600円	1,000円		
35～39歳	2,700円	1,800円	1,100円	1,600円	1,000円		
40～44歳	3,000円	2,000円	1,300円	1,800円	1,100円		
45～49歳	3,400円	2,200円	1,500円	2,100円	1,300円		
50～54歳	4,300円	2,800円	1,800円	2,600円	1,600円		
55～59歳	5,600円	3,700円	2,400円	3,300円	2,100円		
60～64歳	7,700円	5,100円	3,300円	4,500円	2,800円		
65歳	11,000円	7,300円	4,900円	6,500円	4,000円		
66～69歳	11,000円	7,300円	4,900円	6,500円	4,000円		

継続のみ

※ 記載の年齢以外の方の保険料は保険会社までお問い合わせください。

※ いずれか1種類を選んでください。

※ 申込口数は、本人8口、5口、3口、配偶者5口、3口、子ども5口、3口のみ取扱います。

※ 上記は、加入者が1,000名以上の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば、上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

※ 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=令和6年4月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※ 本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

## 配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。

令和4年度配当実績  
約24.3%

配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

記載の配当金額は、令和4年度決算配当率に基づいており、給付金・保険金のお支払実績は566件 約2,432万円でした。

配当率は、今後変動することがありますので、記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。

### 【配偶者・子どもの加入についてのご注意】

※ 子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

※ 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。  
※ 本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。

※ 配偶者・子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。

※ 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

医療保障保険のご加入は、生活サポートプランの加入が必要です。

配偶者・子どもだけのご加入はできません。本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。

# Wide医療

〈医療保険〔損害保険〕〉

加入対象区分



退職後継続可能

## 特長

- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。
- 三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術の場合、上乘せして保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。

## 給付内容【加入対象区分：本人・配偶者】

〈入院保険金日額・手術基準日額：8,000円・5,000円・3,000円、介護保険金額：100万円〉  
日額5,000円に加入の場合

以下の疾病による入院・手術の場合にお支払いします。

	三大疾病・糖尿病・高血圧性疾患・腎臓病・肝臓病で入院 〈三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金〉	日額5,000円に加入の場合 5,000円×入院日数(124日限度) 三大疾病は支払日数無制限
入院	三大疾病で所定の手術 〈三大疾病手術保険金〉	手術の種類により 5万円・10万円・20万円
	糖尿病・高血圧性疾患・腎臓病・肝臓病で所定の手術 〈糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金〉	
	疾病、傷害により所定の手術 〈疾病手術保険金、傷害手術保険金〉	

女性疾病による入院・手術の場合にお支払いします。

入院	女性疾病で入院 〈女性疾病入院保険金〉	+5,000円×入院日数(124日限度)
手術	女性疾病で所定の手術 〈女性疾病手術保険金〉	手術の種類により +5万円・+10万円・+20万円

女性が特定障害で所定の形成術等を受けた場合にも、保険金をお支払いします。

所定の形成術等	乳房切除術（生検を除く） 〈女性疾病手術保険金〉	20万円
	植皮術・ <sup>はんこん</sup> 癒痕形成術（非観血手術を除く） 〈女性疾病手術保険金〉	10万円
	外反母趾（足指の後天性変形）に対する形成術（非観血手術を除く） 〈女性疾病手術保険金〉	10万円

所定の要介護状態になった場合にも、保険金をお支払いします。

介護	所定の要介護状態 〈介護保険金〉	100万円（1回限度）
----	---------------------	-------------

◎「三大疾病」とは、「がん（上皮内がんを含みます。）、急性心筋梗塞、脳卒中」を指します。

◎「女性疾病」には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

\*糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき124日、通算して700日を限度とします。

\*三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。

\*手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。

\*介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

\*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更（保険金額の増額・減額等）
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更

など

※この制度には配当金および解約返れい金はありません。医療保障保険とWide医療ではお支払対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なる場合があります。詳細はパンフレットをご確認ください。

## 月払保険料

年齢	日額8,000円		日額5,000円		日額3,000円	
	男性 (8Mコース)	女性 (8Wコース)	男性 (5Mコース)	女性 (5Wコース)	男性 (3Mコース)	女性 (3Wコース)
15歳	700円	1,160円	450円	740円	300円	480円
16～20歳	760円	1,220円	490円	780円	310円	490円
21～25歳	790円	1,300円	510円	840円	320円	520円
26～30歳	880円	1,630円	560円	1,030円	350円	630円
31～35歳	930円	1,570円	580円	990円	370円	620円
36～40歳	950円	1,630円	610円	1,040円	370円	630円
41～45歳	1,020円	1,860円	640円	1,170円	400円	720円
46～50歳	1,200円	2,220円	740円	1,390円	470円	860円
51～55歳	1,920円	3,090円	1,230円	1,970円	770円	1,210円
56～60歳	2,810円	4,120円	1,790円	2,610円	1,130円	1,620円
61～65歳	4,240円	5,590円	2,750円	3,600円	1,780円	2,290円
66～69歳	6,010円	7,380円	3,980円	4,840円	2,650円	3,170円

継続のみ

※保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢40歳=令和6年4月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

Wide 医療のご加入は、医療保障保険とセットかつ同日額でのご加入が必要になります。配偶者だけのご加入はできません。ごどもはご加入できません。本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。



# 三大疾病支援制度

健活  
CB

加入対象区分



退職後継続可能

〈7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付、健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】〉

## 特長

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

## 保障内容【加入対象区分: 本人・配偶者】

保障区分	保障内容	申込保険金額		
		300万円	200万円	100万円
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 特定疾病保険金(※1)	300万円	200万円	100万円
	○死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡・高度障害保険金(※1)			
7大疾病保障特約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 7大疾病保険金(※2)	150万円	100万円	50万円
がん・上皮内新生物保障特約	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金(※2)	30万円	20万円	10万円

- ⚠(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
  - (※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
- ≪リビング・ニーズ特約≫余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

## 保険金ごとの保障イメージ (お申込金額300万円の場合)

保険金種類	お支払事由					
	死亡・高度障害	特定疾病			その他の4疾病	上皮内新生物
		悪性新生物(がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症) 慢性腎不全 肝硬変	
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>300万円</b>					
特約 7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>150万円</b>					
特約 がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>30万円</b>					
お支払事由ごとの 保険金額合計	<b>300万円</b>	<b>480万円</b>	<b>450万円</b>	<b>450万円</b>	<b>150万円</b>	<b>30万円</b>

(※) [特定疾病保険金] および [7大疾病保険金] の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。  
[がん・上皮内新生物保険金] の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

### 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金がお支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

## 月払保険料

保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額 300万円・200万円・100万円

男性 (単位: 円)												
本人・配偶者												
申込保険金額	300万円				200万円				100万円			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月払保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月払保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月払保険料
保険年齢	300万円	150万円	30万円		200万円	100万円	20万円		100万円	50万円	10万円	
15歳	321	150	36	507	214	100	24	338	107	50	12	169
16~20歳	444	195	39	678	296	130	26	452	148	65	13	226
21~25歳	597	210	39	846	398	140	26	564	199	70	13	282
26~30歳	612	240	42	894	408	160	28	596	204	80	14	298
31~35歳	759	315	48	1,122	506	210	32	748	253	105	16	374
36~40歳	1,032	405	60	1,497	688	270	40	998	344	135	20	499
41~45歳	1,434	585	90	2,109	956	390	60	1,406	478	195	30	703
46~50歳	2,403	1,020	141	3,564	1,602	680	94	2,376	801	340	47	1,188
51~55歳	3,996	1,620	216	5,832	2,664	1,080	144	3,888	1,332	540	72	1,944
56~60歳	6,264	2,760	372	9,396	4,176	1,840	248	6,264	2,088	920	124	3,132
61~65歳	9,771	4,395	681	14,847	6,514	2,930	454	9,898	3,257	1,465	227	4,949
66~69歳	14,472	6,345	1,044	21,861	9,648	4,230	696	14,574	4,824	2,115	348	7,287

継続のみ

女性 (単位: 円)												
本人・配偶者												
申込保険金額	300万円				200万円				100万円			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月払保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月払保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月払保険料
保険年齢	300万円	150万円	30万円		200万円	100万円	20万円		100万円	50万円	10万円	
15歳	306	165	36	507	204	110	24	338	102	55	12	169
16~20歳	369	195	45	609	246	130	30	406	123	65	15	203
21~25歳	444	225	75	744	296	150	50	496	148	75	25	248
26~30歳	567	300	96	963	378	200	64	642	189	100	32	321
31~35歳	813	435	135	1,383	542	290	90	922	271	145	45	461
36~40歳	1,200	660	183	2,043	800	440	122	1,362	400	220	61	681
41~45歳	1,758	1,095	240	3,093	1,172	730	160	2,062	586	365	80	1,031
46~50歳	2,220	1,425	300	3,945	1,480	950	200	2,630	740	475	100	1,315
51~55歳	2,907	1,815	309	5,031	1,938	1,210	206	3,354	969	605	103	1,677
56~60歳	3,585	2,415	357	6,357	2,390	1,610	238	4,238	1,195	805	119	2,119
61~65歳	5,094	2,865	483	8,442	3,396	1,910	322	5,628	1,698	955	161	2,814
66~69歳	6,732	3,825	543	11,100	4,488	2,550	362	7,400	2,244	1,275	181	3,700

継続のみ

※記載の年齢以外の方の保険料は保険会社までお問い合わせください。  
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例) 保険年齢40歳=令和6年4月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。  
 ※この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は主契約の総保険金額30億円以上100億円未満の場合の保険料です。したがって、実際的主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。  
 ※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

※加入日(※)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いたします。  
 ※特約の付加は65歳までです。  
 ※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。  
 (※) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。



# 職場復帰支援制度

〈特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】〉

加入対象区分



退職後継続できません

## 特長

- 就業不能状態が不支給期間を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。

## 保障内容【加入対象区分:本人】

給付内容	基準給付金月額	
	10万円コース	5万円コース
就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続することに1回、最大18回) 主契約【就業不能給付金】または特定精神障害給付特約【特定精神障害給付金】	10万円	5万円

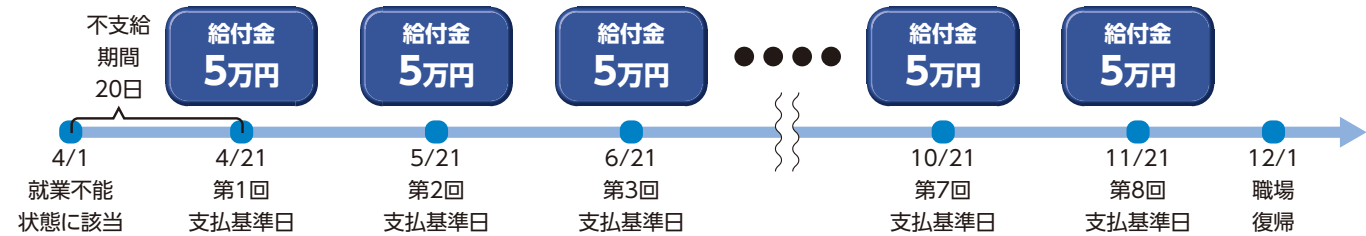
(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)

※就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。  
※特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

## 保障額イメージ

就業不能給付金 + 特定精神障害給付金 不支給期間20日・基準給付金月額5万円

事例：精神疾患により4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰した場合



※就業不能給付金のお支払いは1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは通算して18回を限度とします。就業不能給付金と特定精神障害給付金は重複して支払われません。

※詳細はパンフレットをご確認ください。  
※対象となる精神疾患の例：気分（感情）障害、神経症性障害、統合失調症 ほか

## 月払保険料

基本保障：主契約・特定精神障害給付特約 (単位：円)

申込コース (基準給付金月額)	10万円コース		5万円コース	
	男性	女性	男性	女性
年齢				
15～20歳	1,020	1,110	510	555
21～25歳	1,050	1,100	525	550
26～30歳	1,060	1,340	530	670
31～35歳	1,190	1,510	595	755
36～40歳	1,290	1,550	645	775
41～45歳	1,400	1,780	700	890
46～50歳	1,690	2,080	845	1,040
51～55歳	2,180	2,250	1,090	1,125
56～60歳	3,120	2,770	1,560	1,385
61～65歳	4,500	3,690	2,250	1,845
66～69歳	5,540	3,890	2,770	1,945

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢40歳=令和6年4月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は加入者が999名以下の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

## 配当金 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。

令和4年度配当実績  
約15.9%

配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。記載の配当金額は、令和4年度決算配当率に基づいており、給付金・保険金のお支払実績は3件 30万円でした。配当率は、今後変動することがありますので、記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。

職場復帰支援制度のご加入は、生活サポートプランの加入が必要です。配偶者・子どもはご加入はできません。

# 傷害総合保険

〈熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付傷害総合保険【損害保険】〉

加入対象区分



退職後制度として、  
一時払退職後傷害保険を  
ご案内します  
(P23,24)

## 特長

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。
- 国内・海外を問わず、様々な傷害事故を補償。
- 入院・通院補償は1日目からお支払いします。(請求金額が10万円以下の場合、原則診断書の取り付けは不要です。)
- 日常生活での賠償事故を1,000万円または5,000万円まで補償。
- 傷害により要介護状態となった場合補償。

## 補償タイプ

### ■本人

コース	家族型	個人型		
	CF	C1	C2	C3
月払保険料	3,580円	1,060円	1,560円	2,060円
死亡保険金額	10万円	10万円	10万円	10万円
後遺障害保険金額(程度により)	0.4～10万円	0.4～10万円	0.4～10万円	0.4～10万円
入院保険金日額(1日につき)	3,800円	3,700円	5,800円	9,400円
通院保険金日額(1日につき)	3,300円	3,200円	5,000円	6,400円
手術保険金額(状況により)	1.9・3.8万円	1.85・3.7万円	2.9・5.8万円	4.7・9.4万円
賠償責任保険金額(免責金額なし)	5,000万円			
介護保険金額	年額120万円			
携行品損害保険金額(免責金額3,000円)	10万円			

コース	家族型	個人型		
	F	1	2	3
月払保険料	3,500円	1,000円	1,500円	2,000円
死亡保険金額	10万円	10万円	10万円	10万円
後遺障害保険金額(程度により)	0.4～10万円	0.4～10万円	0.4～10万円	0.4～10万円
入院保険金日額(1日につき)	3,800円	4,000円	6,200円	9,700円
通院保険金日額(1日につき)	3,290円	3,100円	4,900円	6,300円
手術保険金額(状況により)	1.9・3.8万円	2.0・4.0万円	3.1・6.2万円	4.85・9.7万円
賠償責任保険金額(免責金額なし)	1,000万円			
介護保険金額	年額120万円			

### ■配偶者・子ども

コース	個人型		
	配偶者:H1	子ども:K1	配偶者:H2  子ども:K2  配偶者:H3  子ども:K3
月払保険料	1,000円	1,500円	2,000円
死亡保険金額	10万円	10万円	10万円
後遺障害保険金額(程度により)	0.4～10万円	0.4～10万円	0.4～10万円
入院保険金日額(1日につき)	4,800円	6,900円	10,400円
通院保険金日額(1日につき)	3,100円	4,900円	6,300円
手術保険金額(状況により)	2.4・4.8万円	3.45・6.9万円	5.2・10.4万円
賠償責任保険金額(免責金額なし)	— (注)		
介護保険金額	年額120万円		

(注) 賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)  
・配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族  
・本人またはその配偶者の別居の未婚の子  
なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。  
※いずれか1種類を選んでください。  
※上記保険金は、概算保険金です。適用となる保険金は変動する可能性があります。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみならずは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。  
【お取り扱いできない事項の例】  
●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額、家族型・個人型の型の変更等)  
●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など  
ただし、家族型のコースにご加入の場合、家族構成の変動により補償対象者が減少したときは保険料が変わることがありますので、団体窓口にご連絡ください。  
※この制度には配当金および解約返れい金はありません。

# 所得補償保険のご案内

この保険は福井県市町村職員共済組合を契約者とする団体所得補償保険契約です。

万一、病気やケガで働けなくなった場合の就業不能中の所得を補償し、あなたの生活をお守りします。

<34歳、3A型（保険金額（月額）252,000円）にご加入の場合>

## 1 「インフルエンザ」を発症し、医師の指示により会社を7日間休んだ

- 就業不能7日間のうち、4日間は支払対象外
- 支払対象外期間を除いた3日間がお支払対象になります。

**25,200円**  
お支払い！



## 2 階段から転げ落ち足首を骨折、医師の指示により3週間自宅療養

- 就業不能21日間のうち、4日間は支払対象外
- 支払対象外期間を除いた17日間がお支払対象になります。

**142,800円**  
お支払い！



## 3 「椎間板ヘルニア」で1週間入院、その後医師の指示により3週間自宅療養

- 入院期間7日間と、医師の指示により自宅療養の21日間がお支払対象になります。

**235,200円**  
お支払い！



## 4 人間関係のトラブルから「うつ病」で1か月間入院、その後医師の指示により5か月間自宅療養（例：令和6年5月1日～令和6年11月1日までの期間）

- 入院期間1か月間と、医師の指示により自宅療養の5か月間がお支払対象になります。

**約155万円**  
お支払い！



- 上記は例示です。実際のお支払いは、ご加入内容や就業不能状況等により異なります。
- 入院による就業不能時追加補償特約をセットしている場合、入院時は手厚く補償します。同特約をセットしていないプランの場合は4日間の支払対象外期間が適用されます。



© JAPAN-DA

実際こんなときでも  
保険金を受け取る  
ことができます！

団体割引 **10%**

無事故戻し返れ金  
保険料の **20%**

（中途脱退の場合、返れ金はありません。）

申込締切日 令和5年12月8日（金）

保険期間 令和6年4月1日午後4時から1年間

お問い合わせ窓口 (有)エル・サポート・福井 (Tel: 0776-52-0133)

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

## 保険金額と月額保険料

（保険期間1年 対象期間1年 支払対象外期間4日、団体割引10%、精神障害拡充補償特約・入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）セット）

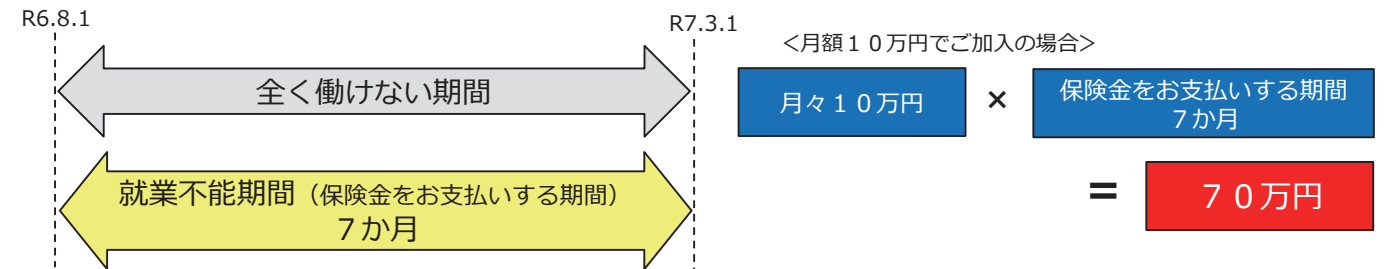
型名	1A	2A	3A	4A	5A
保険料月額	1,150円	2,250円	3,350円	4,450円	5,550円
年齢 （令和6年4月1日現在）	保険金額 （月額）	保険金額 （月額）	保険金額 （月額）	保険金額 （月額）	保険金額 （月額）
満18～19歳	163,000円	—	—	—	—
満20～24歳	112,000円	219,000円	—	—	—
満25～29歳	100,000円	197,000円	—	—	—
満30～34歳	86,000円	169,000円	252,000円	—	—
満35～39歳	70,000円	138,000円	206,000円	273,000円	341,000円
満40～44歳	51,000円	99,000円	148,000円	197,000円	246,000円
満45～49歳	45,000円	89,000円	133,000円	176,000円	220,000円
満50～54歳	39,000円	77,000円	115,000円	154,000円	192,000円
満55～59歳	37,000円	73,000円	109,000円	145,000円	181,000円
満60～64歳	34,000円	67,000円	101,000円	134,000円	167,000円
満65～69歳	38,000円	75,000円	112,000円	149,000円	186,000円

### 【保険料について】

- 保険料は、男女同一です。
- 保険金額は、保険始期日時点の満年齢によります。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額となります。年齢区分が変更になると、保険金額が変更になります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。（令和5年8月現在）

## 保険金お支払例

病気により入院し、その後医師の指示により自宅療養となり、7か月間働けなかった場合（入院による就業不能時追加補償特約セット時）



- この保険では、就業不能になった日からその日を含めて、継続した就業不能が支払対象外期間（4日）を超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。なお、入院による就業不能については、支払対象外期間（4日）の間の入院期間についても保険金をお支払いします。4日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできないことがあります。

### 問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店 有限会社エル・サポート・福井  
〒910-0843 福井県福井市西開発4-202-1 福井県自治会館5階  
TEL 0776-52-0133 : FAX 0776-52-0134 （受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 福井支店 法人支社  
〒910-8528 福井市中央3-6-2  
TEL 0776-24-0204 : FAX 0776-84-2390 （受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●指定紛争解決機関  
損害保険ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損害保険ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
【北ノ代ビル】0570-022808 <通話料有料>  
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに損害保険ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。  
【事故サポートセンター】0120-727-110 （受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

(SJ23-07462 令和5年9月13日)



# お支払い事例

(保険金・給付金をお支払できる場合・できない場合)

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先  
明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) 9:00~17:00

## 事例 ①

### 告知義務違反による解除

【死亡保険金のお支払い(生活サポートプラン・医療保障保険・三大疾病支援制度)】

#### お支払いできる場合

告知時には、病気の自覚症状や病院への受診など全くなかったが、加入半年後に「くも膜下出血」を発症し死亡したケース。

**死亡保険金をお支払いいたします。**

#### 解説

現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書に記載の告知内容をもれなく確認いただき、お申込みください。

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、加入日(\*)または復活日から2年(\*)以内であれば、ご契約が解除となり、保険金をお支払いできないことがあります。
- なお、加入日(\*)から2年(\*)を経過していても、保険金の支払事由等が2年(\*)以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- 深刻な病気で入院中であることを故意に告知しないなど、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、加入日(\*)からの年月にかかわらず、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

※保険会社が保険契約を解除できる期間は、ご加入制度により異なります。  
・「お支払いできる場合」の例でも、パンフレット記載の保険金をお支払いできない場合にあってはまるときは、お支払いできないことがあります。

この事例は、お亡くなりになられたときに死亡保険金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容をご加入の制度によって異なりますので、ご自身の保障内容については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。

#### お支払いできない場合

「胃がん」で入院治療を繰り返していたが、告知内容に反して加入し、加入半年後に「胃がん」が原因で死亡したケース。

**告知義務違反のためご契約は解除となり、死亡保険金をお支払いできません。**

## 事例 ②

### 加入日(\*)より前の受傷・発病

(入院給付金のお支払い)

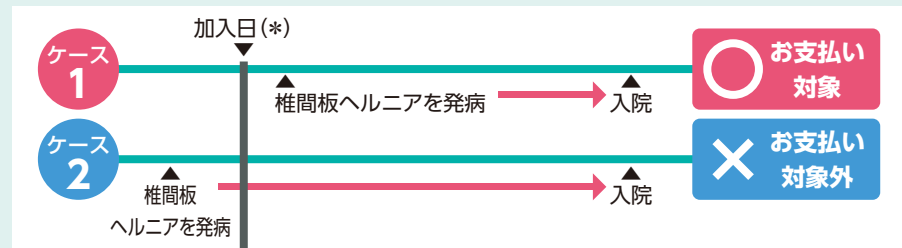
#### お支払いできる場合

加入日(\*)以降に発病した「椎間板ヘルニア」で入院したケース。

#### 解説

加入日(\*)より前の傷害や疾病を原因とする場合には、原則として、入院給付金をお支払いできません。

- 「お支払いできない場合」であっても、加入日(\*)から2年経過後に開始した入院はお支払いの対象となります。
- ・「お支払いできる場合」の例でも、パンフレット記載の保険金・給付金をお支払いできない場合にあってはまるときは、お支払いできないことがあります。



この事例は、ご入院されたときに入院給付金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容をご加入の制度によって異なりますので、ご自身の保障内容については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## 事例 ③

### 障害状態と「回復の見込み」

(高度障害保険金のお支払い)

#### お支払いできる場合

喉頭がんで喉頭を全部摘出する手術を行ったケース。

**「声帯全部の摘出により発音ができない状態」に該当するため、お支払いいたします。**

#### 解説

高度障害保険金は、障害状態が回復の見込みのないことがお支払いの要件となります。

高度障害保険金の支払対象となる障害状態については、身体の部位を「失った」、機能または用を「全く永久に失った」、または「終身常に介護を要する」との定めがあり、障害状態が回復の見込みのないことがお支払いの要件です。障害状態が回復の見込みのある場合は、お支払いできません。

診断書をご用意いただく前に、主治医に回復の見込みについてご確認をお願いいたします。

※高度障害保険金の支払対象となる約款所定の「高度障害状態」は、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態などとは異なります。

・「お支払いできる場合」の例でも、パンフレット記載の保険金をお支払いできない場合にあってはまるときは、お支払いできないことがあります。

この事例は、高度障害状態となられたときに高度障害保険金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容をご加入の制度によって異なります。ご自身のご加入制度については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。

#### お支払いできない場合

網膜剥離で左右のきょう正視力とも0.02以下になったが、回復の見込みがあって治療を続けているケース。

**「両眼の視力を全く永久に失った」(回復の見込みがない)状態に該当しないため、お支払いできません。**  
※その後回復の見込みがない状態に該当すればお支払いいたします。

## 事例 ④

### 対象となる悪性新生物

(特定疾病保険金のお支払い)

#### お支払いできる場合

病院の病理組織診断で「胃がん」と診断確定されたケース。

#### 解説

「悪性新生物」に対する保険金は、「診断確定の内容」、「診断確定の時期」などに条件があります。

悪性新生物と診断された場合でもお支払いできない例

- 「悪性新生物」が、「上皮内がん(子宮頸がん0期、食道上皮内がん、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、大腸粘膜内がん等を含む)」であったとき
- 加入日(\*)より前に「悪性新生物(お支払いの対象となる悪性新生物)」と診断確定されていたとき(悪性新生物は、加入日(\*)より前を含めてはじめて診断確定されたものに限り、)
- 加入日(\*)からその日を含めて90日以内に「乳がん」と診断確定されたとき

・「お支払いできる場合」の例でも、パンフレット記載の保険金をお支払いできない場合にあってはまるときは、お支払いできないことがあります。

#### お支払いできない場合

健康診断で「乳がん」の疑いがあるとされて病理組織検査を行ったところ「非浸潤性乳管がん」と診断確定されたケース。

**「非浸潤性乳管がん」は「お支払いの対象となる悪性新生物」に該当しないため、お支払いできません。**

この事例は、特定疾病(注)となられたときに特定疾病保険金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容をご加入の制度によって異なりますので、ご自身の保障内容については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。

(注) 特定疾病とは、悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

# よくあるご質問



# 保険年齢早見表 更新日(令和6年4月1日)現在

## Q 新規加入や加入内容変更の書類はどこにあるの？

A 11月～12月に制度推進員が必要書類を職場までお届けに上がります。

## Q 加入後(更新後)最初の保険料はいつどこから控除されるの？

A 初回保険料は4月に給与から控除されます。

## Q 氏名・受取人を変更したい場合、どうしたらいいの？

A インターネットサービスの「みんなのMYポータル」から変更いただけます。もしくは、共済組合事務担当課までご連絡ください。

## Q 配当金はいつ、どこに還付されるの？

A 還付時期・還付方法は所属所ごとに異なりますので、共済組合事務担当課へご確認ください。

## Q 医療保障保険に加入していて入院をした場合、どうしたらいいの？

A 共済組合事務担当課、またはP27の事故報告書を使って(有)エル・サポート・福井までご連絡ください。

加入年齢は、更新日(令和6年4月1日)現在の保険年齢です。  
更新日(令和6年4月1日)現在の保険年齢区分が変わる場合、保険料は前年度(令和5年度)と変わります。

下記の早見表より保険年齢をご確認のうえ、更新後の保険料をご確認ください。

保険年齢(歳)	生年月日	保険年齢(歳)	生年月日
15	平成20年10月2日～平成21年10月1日	43	昭和55年10月2日～昭和56年10月1日
16	平成19年10月2日～平成20年10月1日	44	昭和54年10月2日～昭和55年10月1日
17	平成18年10月2日～平成19年10月1日	45	昭和53年10月2日～昭和54年10月1日
18	平成17年10月2日～平成18年10月1日	46	昭和52年10月2日～昭和53年10月1日
19	平成16年10月2日～平成17年10月1日	47	昭和51年10月2日～昭和52年10月1日
20	平成15年10月2日～平成16年10月1日	48	昭和50年10月2日～昭和51年10月1日
21	平成14年10月2日～平成15年10月1日	49	昭和49年10月2日～昭和50年10月1日
22	平成13年10月2日～平成14年10月1日	50	昭和48年10月2日～昭和49年10月1日
23	平成12年10月2日～平成13年10月1日	51	昭和47年10月2日～昭和48年10月1日
24	平成11年10月2日～平成12年10月1日	52	昭和46年10月2日～昭和47年10月1日
25	平成10年10月2日～平成11年10月1日	53	昭和45年10月2日～昭和46年10月1日
26	平成9年10月2日～平成10年10月1日	54	昭和44年10月2日～昭和45年10月1日
27	平成8年10月2日～平成9年10月1日	55	昭和43年10月2日～昭和44年10月1日
28	平成7年10月2日～平成8年10月1日	56	昭和42年10月2日～昭和43年10月1日
29	平成6年10月2日～平成7年10月1日	57	昭和41年10月2日～昭和42年10月1日
30	平成5年10月2日～平成6年10月1日	58	昭和40年10月2日～昭和41年10月1日
31	平成4年10月2日～平成5年10月1日	59	昭和39年10月2日～昭和40年10月1日
32	平成3年10月2日～平成4年10月1日	60	昭和38年10月2日～昭和39年10月1日
33	平成2年10月2日～平成3年10月1日	61	昭和37年10月2日～昭和38年10月1日
34	平成1年10月2日～平成2年10月1日	62	昭和36年10月2日～昭和37年10月1日
35	昭和63年10月2日～平成1年10月1日	63	昭和35年10月2日～昭和36年10月1日
36	昭和62年10月2日～昭和63年10月1日	64	昭和34年10月2日～昭和35年10月1日
37	昭和61年10月2日～昭和62年10月1日	65	昭和33年10月2日～昭和34年10月1日
38	昭和60年10月2日～昭和61年10月1日	66	昭和32年10月2日～昭和33年10月1日
39	昭和59年10月2日～昭和60年10月1日	67	昭和31年10月2日～昭和32年10月1日
40	昭和58年10月2日～昭和59年10月1日	68	昭和30年10月2日～昭和31年10月1日
41	昭和57年10月2日～昭和58年10月1日	69	昭和29年10月2日～昭和30年10月1日
42	昭和56年10月2日～昭和57年10月1日		



# 一時払退職後傷害保険

(熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約・賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険)

## 特長

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故のリスクについても補償します。

### 傷害事故

急激かつ偶然な外来の事故により死亡・後遺障害・入院・手術・通院をしたとき



### 賠償責任

日常生活において、ご本人やご家族が誤って他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき



## 国内示談交渉サービス付

日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。

## 保険料30万円 A級職種の場合の例

急激かつ偶然な外来の事故による  
**死亡保険金 1,156.0万円**    **入院日額 8,500円** (1事故180日限度)  
**通院日額 3,000円** (1事故90日限度)    **賠償責任 1億円**



## 保険期間

保険料の払い込みがあった月の翌月1日から10年間です。

※保険契約申込書でご確認ください。

## 加入資格

保険期間開始日現在、満15歳～満75歳までの方が対象になります。

※以下の職業または職務に該当する方は、ご契約いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

## 補償内容・保険料

10G型(10万円)、20G型(20万円)、30G型(30万円)、40G型(40万円)の4タイプのみ。これ以外のタイプはお取り扱いできません。

### ●A級職種(無職・教員・事務・販売など)の場合 (A級:危険が少ない職業)

申込型		10G型	20G型	30G型	40G型
一時払保険料		10万円	20万円	30万円	40万円
傷害	死亡・後遺障害保険金	276.5万円	671.9万円	1,156.0万円	1,756.9万円
	入院保険金日額	4,000円	7,000円	8,500円	10,000円
	通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	3,500円
	手術保険金	2・4万円	3.5・7万円	4.25・8.5万円	5・10万円
賠償責任保険金		1億円	1億円	1億円	1億円

### ●B級職種(農業・自動車運転手・建設作業員など)の場合 (B級:危険が大きい職業)

申込型		10G型	20G型	30G型	40G型
一時払保険料		10万円	20万円	30万円	40万円
傷害	死亡・後遺障害保険金	155.0万円	230.7万円	487.6万円	986.8万円
	入院保険金日額	2,000円	6,000円	7,000円	8,000円
	通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	3,000円
	手術保険金	1・2万円	3・6万円	3.5・7万円	4・8万円
賠償責任保険金		1億円	1億円	1億円	1億円

※保険料は性別・年齢にかかわらず同一です。

●保険料は一時払です。

※補償額は職種級別により異なります。職種級別は、お仕事の内容に応じて決まります。ご退職後もお仕事をされる方で、職種級別について不明な場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

※保険契約締結後、職業・職務の変更があった場合は、すみやかに取扱代理店へお申し出ください。例えば、A級職種→B級職種への変更の場合、保険料の差額について追加保険料のお払い込みが必要となります。また、B級職種→A級職種への変更の場合、保険金額・日額は変更せず、保険料の差額について返還します。

※令和4年4月1日以降始期契約用の補償内容を記載しております。今後の商品改定により補償内容が変更となる場合がありますので、最新のパンフレットをご確認ください。

※賠償責任保険金(賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約)をセットしないご契約も可能です。ご希望の場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

## 申込み方法について

意思確認用紙をご記入のうえ、共済組合事務担当課にご提出ください。

▼ 傷害保険の申込書を明治安田ライフプランセンター(株)よりご自宅宛送付いたします。

傷害保険の申込書に必要事項をご記入のうえ、明治安田ライフプランセンター(株)にご返送ください。

▼ 専用振込用紙を明治安田ライフプランセンター(株)よりご自宅宛送付いたします。

専用振込用紙にて、保険料を最寄りの金融機関からご送金ください。

▼ 入金を確認後、保険証券を明治安田損害保険(株)よりご自宅宛送付いたします。

ご契約成立後のご照会等は取扱代理店または明治安田損害保険(株)にお問い合わせください。



明治安田損害保険株式会社

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1 TEL:03-3257-3177(営業推進部)

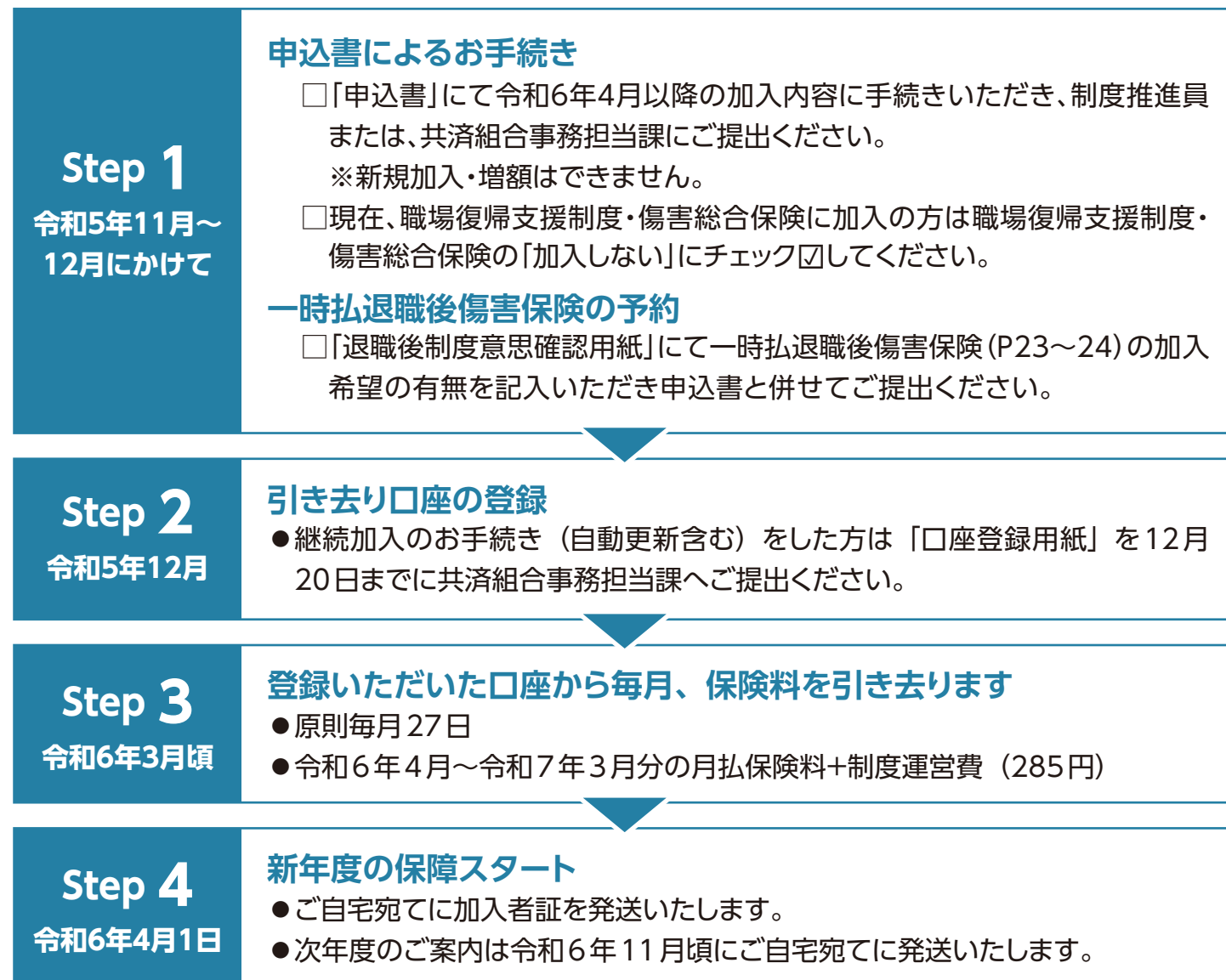
# 退職後制度の取扱い

# 退職予定者用 更新後保険料計算シート

## 今年度退職予定の方

制度推進員が各所属所にお伺いし対象の方へ「申込書」・「口座登録用紙」・「退職後制度意思確認用紙（一時払退職後傷害保険の予約票）」をお渡しいたします。（所属所により異なります）

以下のお手続きをお願いいたします。



## 次年度退職予定の方

新規加入・増額いただける最後の機会となります。お手続き漏れの無いようにご確認ください。

### 現在加入の保険料

#### 生活サポートプラン

円

#### 医療保障保険

円

#### Wide 医療

円

#### 三大疾病支援制度

円

||

#### 合計保険料

円

※現在の保険料は、申込書よりご記入ください。

### 更新後の保険料

#### 生活サポートプラン

円

#### 医療保障保険

円

#### Wide 医療

円

#### 三大疾病支援制度

円

#### 制度運営費

285 円

||

#### 合計保険料

円

※更新後の保険料は、P22の保険年齢早見表で更新日の保険年齢をご確認のうえ、各制度の該当ページよりご記入ください。